

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	大阪市 移動支援事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、移動支援事業で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

移動支援事業では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成27年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	移動支援事業
②事務の概要	<p><総合福祉システム> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者等が円滑に外出することができるよう、障がい者等の移動を支援する移動支援事業にかかる給付を行う事務。 ①移動支援事業の支給決定に関する事務 ②移動支援事業の給付に関する事務</p> <p>※移動支援事業の利用を希望する市民からの申請を受け付け、当該者の障がい状況や移動支援サービスの利用に関する意向、介護者の状況等を勘案したうえで、その費用を移動支援費として支給することの可否・支給決定の有効期間及び支給量の決定を行う。 また、利用者等の課税状況等に応じて、利用者負担上限月額の設定の決定を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
移動支援事業関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課
②所属長	福祉局長 西嶋 善親
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8073 ファックス:06-6202-6962

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

